

2026年2月25日

## 分割に係る事前開示書類

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号  
株式会社日本M&Aセンターホールディングス  
代表取締役 三宅卓

株式会社日本M&Aセンターホールディングス（以下「当社」といいます。）は、2026年2月13日付新設分割計画書に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、当社の投資ファンドを運営する企業グループの管理・運営事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社J-Capital（本店：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号、以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、会社法第803条第1項および会社法施行規則第205条の定めに従い、開示すべき事項は次のとおりです。

### 1. 新設分割計画

2026年2月13日付新設分割計画書の内容は、別紙とおりです。

### 2. 対価の相当性及び割当ての相当性

本件分割に際して、新設会社は、当社に対して普通株式6,000株を発行します。かかる株式数については、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、任意に定めることができると考えられるところ、新設会社の効率的な管理等を考慮し、この株式数が相当であると判断しております。

### 3. 資本金及び準備金の額等

本件分割後の新設会社の資本金及び準備金については、本件分割により新設会社に承継予定の資産及び負債の額、新設会社の財務基盤等を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

### 4. 新株予約権の承継に関する相当性

当社は新株予約権を発行していないため、該当はありません。

### 5. 重要な後発事象に関する事項

当社においては、最終事業年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を

与える事象はございませんでした。

## 6. 債務の履行の見込みに関する事項

### (1) 当社について

本件分割の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本件分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予測されておられません。

以上より、本件分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

### (2) 新設会社について

本件分割により、当社から新設会社へ承継される債務はございません。